

2026年4月28日
団体年金事業部

「確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会」の設置について

弊社では、お客さまへの情報提供の更なる拡充を図るため、社会保障審議会企業年金・個人年金部会の委員である谷内陽一氏（名古屋経済大学経済学部教授）による連載記事「谷内教授のシン・企業年金レポート」を2024年4月より毎月お届けしております。

連載第25回目では、確定拠出年金の政策議論に係る会議体の変遷を概観するとともに、先般開催された第1回「確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会」で示されたDCの今後の改善に係る主な論点について、解説します。

弊社では、これからもタイムリーかつきめ細やかな情報提供に向けて努力してまいりますので、第一生命「年金通信」を引き続きご愛読いただきますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

以上

著者略歴

谷内 陽一 名古屋経済大学 経済学部 教授

1997年明治大学政治経済学部卒業後、厚生年金基金連合会（現：企業年金連合会）入職、約10年にわたり記録管理・数理・資産運用等の業務に従事。第一生命（2019～24年）などを経て、2024年4月より現職。社会保障審議会企業年金・個人年金部会委員、厚生労働省「確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会」構成員、社会保険労務士、証券アナリスト（CMA）、DCアドバイザー、1級DCプランナー。著書に『WPP シン・年金受給戦略』（中央経済社）、『人生100年時代の年金制度：歴史的考察と改革への視座』（法律文化社／共著）など。

「確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会」 の設置について

名古屋経済大学 経済学部 教授
谷内 陽一

目 次

- | | |
|---|-------------------------------|
| 1 | はじめに |
| 2 | 確定拠出年金の政策議論に係る会議体の変遷 |
| 3 | 「確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会」の設置 |
| 4 | おわりに |

1. はじめに

2026年4月、厚生労働省年金局長の私的諮問機関として「確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会」（以下「懇談会」）が設置され、同月23日に第1回会合が開催された。本稿では、確定拠出年金の政策議論に係る会議体の変遷を概観するとともに、今般の懇談会で示されたDCの今後の改善に係る主な論点について解説する。

なお、筆者は懇談会の構成員ではあるが、本稿における見解はすべて筆者個人に帰するものであり、筆者が所属する法人・団体あるいは当レポートの発行元の公式見解を示すものではない。

2. 確定拠出年金の政策議論に係る会議体の変遷

（1）確定拠出年金連絡会議

筆者の知る限りでは、確定拠出年金制度に特化して設置された最初の会議体は、2002年6月に厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長（当時）の私的諮問機関として設置された「確定拠出年金連絡会議」である¹。

同会議は、企業型DCの実施企業を中心に、導入された制度に関する実態調査を行うとともに、実務面の課題等について専門的な観点から意見交換を行う目的で設置された。政策を議論するというよりは、企業の実務担当者の意見交換、

¹ https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-nenkin_129219.html

ヒアリングおよび事例共有の場としての色彩が強かった。同会議は、2002年6月から2005年11月にかけて計14回開催された。

(2) 企業年金研究会

2006年10月、厚生労働省年金局長の私的諮問機関として「企業年金研究会」が設置された²。この研究会は、いわゆる企業年金二法（確定給付企業年金法³および確定拠出年金法⁴）の附則において、「施行後5年を経過した場合において、法律の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定されていたことを受けて設置された。委員の顔ぶれは、労使代表、有識者（学者・研究者）および実務家という、各種審議会に準拠した構成となっている。

同研究会は、2006年10月から2008年10月にかけて計14回にわたり開催され、2007年7月開催の第10回会合では「企業年金制度の施行状況の検証結果」が取りまとめられた⁵。

(3) 企業年金政策研究会

2009年2月、企業年金研究会を拡充する形で「企業年金政策研究会」が設置された⁶。この研究会は、前述の「企業年金制度の施行状況の検証結果」において引き続き議論すべきとされた事項を検討することに加えて、「中長期的な企業年金の姿」のあり方について老後保障全般に及ぶ広範な視野で研究していくことを目的に設置された。委員の顔ぶれは前述の企業年金研究会とほぼ同じ構成だが、社会保障全般に詳しい有識者を招聘したため委員の数は9人から12人に拡充された。

同研究会では、公的年金・私的年金の役割分担（企業年金の位置づけ）、企業年金の意義・水準等に関する理論的整理、企業年金・退職金をめぐる税制など骨太なテーマが議論されたものの、わずか4回の開催に留まり、その後再開されることはなかった。

(4) 社会保障審議会企業年金部会

従来企業年金に関する政策議論の場は、いずれも厚生労働省の局長または

² https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-nenkin_129222.html

³ 平成13年法律第50号。

⁴ 平成13年法律第88号。

⁵ 検証結果 (<https://www.mhlw.go.jp/topics/2007/07/tp0713-1.html>) では、確定拠出年金制度の課題として、①加入対象者（第3号被保険者、公務員、企業年金制度がある企業に雇用される第2号被保険者）、②掛金拠出（拠出限度額、企業型DCにおける個人拠出）、③その他（投資教育、運用商品の除外、あらかじめ定めた運用方法（デフォルトファンド）、中途脱退・自動移換 etc）について改善の方向性が示された。

⁶ https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-nenkin_129221.html

課長の私的諮問機関に過ぎなかった。しかし、2012年2月のいわゆる AIJ 事件の発覚を受けた厚生年金基金の見直し措置（新規設立停止・他制度への移行促進）が2014年4月に施行され、厚生年金基金の特例解散の認定に係る社会保障審議会からの意見聴取が法定された。加えて、厚生年金基金の移行先である企業年金制度全般のあり方等に係る議論が急務となった。このため、確定拠出年金を含めた企業年金制度に関する専門的な政策議論の場として、厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会の下に「企業年金部会」が2013年9月に設置された⁷。

同部会は、2013年10月から2018年4月にかけて計20回開催され、2015年1月開催の第15回会合では「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」が取りまとめられた⁸。

（５）確定拠出年金の運用に関する専門委員会

2017年2月、社会保障審議会企業年金部会の下に「確定拠出年金の運用に関する専門委員会」が設置された⁹。この研究会は、前述の「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」で提唱された確定拠出年金の資産運用の改善に係る措置につき、より専門的な見地から検討を行うことを目的に設置された。

同委員会は、2017年2月から6月のわずか4か月間で8回開催された。最終的には「確定拠出年金の運用に関する専門委員会報告書」が取りまとめられ¹⁰、確定拠出年金の運用商品数の上限を35本とすること等が提唱された。

（６）社会保障審議会企業年金・個人年金部会

2019年2月、社会保障審議会企業年金部会を改組する形で「企業年金・個人年金部会」が設置された¹¹。改組の背景について明記した資料は存在しないが、筆者が思うに、2017年1月の iDeCo の加入対象拡大などを受けて、同部会における議論の対象が企業年金に留まらず、個人年金を含めた私的年金ひいては老後資産形成全般のあり方を見据えたものではないかと推察する¹²。

⁷ https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_163664.html

⁸ 議論の整理 (<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000071552.html>) において制度の見直しが提唱され、制度改正に反映された事項は下記の通り。

- ・個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入対象の拡大
- ・中小事業主掛金納付制度（iDeCo+）および簡易型 DC の創設
- ・掛金拠出の年単位化の解禁
- ・資産運用の改善（運用方法の選定・提示規制の見直し、指定運用方法の規定の整備 etc）
- ・ポータビリティの拡充（DC から DB 等への移換解禁） など

⁹ https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_413946.html

¹⁰ <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000166816.html>

¹¹ https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_163664_00006.html

¹² これまで企業年金部会を所管してきた厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課は、iDeCo の加入対象拡大が施行された2017年1月に「企業年金・個人年金課」へと改称した。

同部会は、2019年2月から2026年4月時点まで計39回開催されており、2019年12月および2024年12月には「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」がそれぞれ公表された¹³。「議論の整理」において制度の見直しが提唱された事項は、いずれも翌年以降の年金制度改正に反映されており、同部会が私的年金の政策議論の場として中心的な役割を担っている様子がうかがえる。

3. 「確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会」の設置

(1) 開催の趣旨

今般設置された懇談会は¹⁴、2025年の年金制度改正の着実な施行に取り組みつつ、今後も私的年金制度の更なる普及・促進を図る観点から、確定拠出年金制度の更なる効率化・簡素化など「制度全般」の運用改善等に関する議論を進めることを企図している。

(2) 今後の論点

今月23日に開催された第1回会合では、確定拠出年金制度の現状および2025年の制度改正の概要が説明されるとともに、事務局が2025年12月から2026年1月にかけて関係団体に実施したヒアリング結果を踏まえた今後の論点が提示された(図表1)。提示された論点を参照すると、過去の会議体において複数回にわたり議論されたものの改正には至らなかった項目が複数残存している。

図表1 事前のヒアリング等における主な意見

項目	内容
拠出限度額	拠出限度額管理の簡素化、キャッチアップ拠出、生涯拠出枠の設定
規約	審査の必要資料のオンライン提出の推進、規約審査内容の簡素化・効率化
関係機関の連携	加入者手続(eiDeCo等)や関係機関間の情報連携に係る更なるオンライン化 企業年金プラットフォームの情報の活用
情報管理	住所変更等のマイナンバーの更なる活用の推進 (慎重な意見もあり)
給付	裁定手続きのオンライン化、裁定手続きの事務簡素化・効率化
商品選択	商品除外の手続き簡素化・効率化、商品上限本数の緩和 ・加入者アドバイスの充実(個別商品の推奨など)、指定運用方法の義務化
自動移換	・デフォルトiDeCoの設定(移換先の事前設定など)、自動移換の事務管理の改善
中途脱退	・脱退一時金の支給要件の緩和(加入促進、自動移換対策) (慎重な意見もあり)
その他	DCインフラ(レコードキーパー・国民年金基金連合会)の効率化

(出所) 確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会(2026)p.37を基に筆者作成

¹³ 2019年12月公表 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08681.html

2024年12月公表 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_48235.html

¹⁴ https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-nenkin_129221_00002.html

その一方で、近年の情報通信技術の進歩によって実現可能性が高まっている項目も散見されている。

(3) 今後の議論の進め方

今後の懇談会では、関係団体によるヒアリングを実施し、現状および課題を把握した上で、短期的な課題や中長期的な課題を整理しつつ、議論を深めていくものとしている¹⁵。具体的には、上記(2)の論点について、ヒアリングの結果を踏まえ、実現可能性の高い「短期的な課題」とそれ以外の「中長期的な課題」に整理・分類して議論することが想定される。

4. おわりに

本年 2026 年は、確定拠出年金法の制定から 25 年という節目の年である。確定拠出年金制度は、2001 年 10 月に企業型年金（企業型 DC）が、2002 年 1 月に個人型年金（iDeCo）がそれぞれ施行され、以来 25 年にわたり、様々な会議体で議論が行われ、当該議論を踏まえた制度改正が順次施行されてきた。

確定拠出年金は年金制度の一種である以上、記録管理や資金管理は避けられず、NISA（少額投資非課税制度）のようにしくみ自体をシンプルなものにすることは到底望めない¹⁶。一方で、情報通信技術の進歩を背景に各種オンラインシステム（e-iDeCo、企業年金プラットフォーム etc）が整備された結果、iDeCoに係る手続の簡素化（事業主証明・現況確認の廃止 etc）は飛躍的に進展しており、今般の懇談会でもこうした環境変化を踏まえた議論が必要になると推察する。いずれにせよ、確定拠出年金制度の一層の利便性向上に資するべく、筆者も一構成員として微力ながら議論の進展に尽力する所存である。

<参考文献>

確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会（2026）「確定拠出年金制度の概況、制度見直し等について」第 1 回確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会（2026 年 4 月 23 日開催）資料 1

<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/001694913.pdf>

確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会（厚生労働省 Web サイト）

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-nenkin_129221_00002.html

¹⁵ 確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会（2026）p. 38

¹⁶ 諸外国と比較してみても、わが国の確定拠出年金が複雑で海外の確定拠出年金がシンプルだという事実は特段見受けられなかった [確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会（2026）p. 21]。